



マイナンバーカード・住民基本台帳カードを
お持ちの方へ（転出・転入）



魚沼市役所市民課

1 マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方の転入・転出について

個人番号カード（以下「マイナンバーカード」）や住民基本台帳カード（以下「住基カード」）をお持ちの方は、「転入届の特例」の対象となります。転出届の際に、転出証明書を交付する代わりに、住民基本台帳ネットワークを通じて転出証明書情報を転入先市区町村へ送信するため、転出証明書は交付されません。

転入届の際には、マイナンバーカードまたは住基カードを提示し、4桁の暗証番号を入力する必要があります。ただし、通常どおり転出届と転入届は窓口に出す必要があります。

転入届の特例とは・・・

マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方が、住民登録地の市区町村から他の市区町村へ転出・転入される場合、住民登録地の市区町村より持参したマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードと暗証番号の入力による本人確認により、転出証明書を必要としない「転入届の特例」が適用されます。

2 マイナンバーカード・住基カードの継続利用について

マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方が魚沼市外に転出する場合や、魚沼市に転入した場合、カードの継続利用の手続きを行っていただくことにより、カードを継続して利用することができます。ただし、転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きが行われない場合、カードは失効し、使用できなくなりますのでご注意ください。

3 マイナンバーカードや住基カードの継続利用を希望しない場合

転出届出時にお持ちのマイナンバーカードまたは住基カードを返納し、「カード返納届」を提出してください。

なお、転出・転入の手続きは、通常のとおり転出証明書により行っていただくこととなります。

★★市外に転出する場合★★

- (1) 転出届をする際にマイナンバーカードまたは住基カードを提示してください。有効なカードであれば、転入届の特例が適用されるため、転出証明書は交付されません。マイナンバーカードまたは住基カードが転出証明書の代わりとなりますので、転入地では必ずカードをご持参のうえ、転入届をしてください。
- (2) 引越してから14日以内に届出を行ってください。転出日の翌日から14日以上経過すると、特例での転出及びカードの継続利用はできなくなりますのでご注意ください。（通常のとおり転出証明書が必要となります。）

★★市外から転入する場合★★

- (1) マイナンバーカード、住基カード交付時に設定した4桁の暗証番号をご用意ください。
- (2) 転入の届出が転出予定日から30日を経過した場合や、転入をした日から14日を経過した場合には、カードを利用した特例転入はできなくなります。その場合、転出市区町村で転出証明書の交付を受けていただく必要があります。



ご不明な点は、魚沼市役所市民課（本庁舎）
市民戸籍係（025-792-1112）にお問い合わせください。

